

京都府の緊急事態はなくなりました。

- ・日本の政府は2020年5月21日に京都府、大阪府、兵庫県の緊急事態をなくしました。東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県と北海道の緊急事態は続いています。
- ・京都府は5月23日午前0時から休業要請（店などを休んでもらうお願い）を少なくします。

1. 家の外に行くことについて

- ① 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道へ行かないでください。必要のないことで京都府から出ることや、他の都道府県へ行かないでください。
- ② これまでにクラスターがおきた場所や「三つの密」のある場所へ行かないでください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症を広げないために「新しい生活様式」をしてください。

2. 人が集まるイベントなどについて

- ① 全国から人が集まるような大きなイベントは開くことができません。
- ② 以下のイベントは、感染症が広がらないように気を付けて、開いてください。
 - ・建物の中は100人まで、入ることのできる人数の50%まで。
 - ・建物の外は200人まで、人と人との距離を十分（できるだけ2m）にとること。
- ③ ②の人数より少ないイベントでも、部屋の中で大きな声をだすことや近くで会話をしているイベントは、開催できません。

3. 施設の使用について

- ① これまでにクラスターがおこった場所は、続けて休みです。

ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジムなど

② 大学は 準備を してから 始めます。

それぞれの 大学は 感染症を 広げないための マニュアルを 作ります。

先生や 学生に 知らせてから 授業を 始めます。

③ その他の 場所でも、感染症を 広げないために、準備をします。

4. 仕事に行くこと

会社の 責任者は、人と 人が 近づくことを 減らすために、テレワーク (家で 仕事を すること)、時差出勤 (時間を 変えて 仕事に 行くこと)、自転車で 仕事に 行くこと などを してください。

会社や 店は、それぞれに 感染症を 広げないための ことを してください。